厚生労働省
岩手労働局
一関労働基準監督署

Press Release

一関労働基準監督署発表
令和８年 10 月 26 日（月）

【照会先】
一関労働基準監督署
署　　長　　下村 健治
◎監督・安衛課長　遠藤 敬行

# 労働基準法違反容疑で書類送検

**～３６協定において定めた時間外労働の延長時間の限度を超えて労働をさせた疑い～**

一関労働基準監督署（署長　下村 健治）は、本日、法人及び同社取締役を、労働基準法違反の疑いで盛岡地方検察庁一関支部に書類送検しました。

**【事件の概要】**

労働者２名に対し、令和７年７月に、時間外・休日労働に関する協定（３６（サブロク）協定）において定めた時間外労働の延長時間（法定労働時間を超える時間数）の限度を超えて、時間外労働を行わせた疑い。

## １　被疑者

（１）有限会社 平安輸送（へいあんゆそう）

所 在 地：岩手県西磐井郡平泉町平泉
事業内容：道路貨物運送業

（２）被疑者Ａ（取締役）

## ２　違反条文　　※「関連条文一覧」参照。

被疑者 有限会社 平安輸送、被疑者Ａともに、
労働基準法　第 32 条第２項（労働時間）
同　法　第 119 条第１号（罰則）
同　法　第 121 条第１項（両罰規定）

## ３　被疑内容

被疑者Ａは、被疑者有限会社平安輸送の労働者２名の令和７年７月度の２労働日の勤務について、時間外・休日労働に関する協定で定めた時間外労働の延長時間の限度を超えて時間外労働を行わせた疑いがあるものです。

# 関連条文一覧

## ○労働基準法（昭和２２年法律第４９号）

**第３２条**（労働時間）

使用者は、労働者に、休憩時間を除き１週間について 40 時間を超えて、労働させてはならない。

２　使用者は、１週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き１日について８時間を超えて、労働させてはならない。

**第１１９条**

次の各号のいずれかに該当する者は、６箇月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する。

１　第３条、第４条、第７条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第１項、第 19 条、第 20 条、第 22 条第４項、第 32 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条第６項、第 37 条、第 39 条（第７項を除く。）、第 61 条、第 62 条、第 64 条の３から第 67 条まで、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 79 条、第 80 条、第 94 条第２項、第 96 条又は第 104 条第２項の規定に違反した者

（第２号～第４号省略）

**第１２１条**

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

（第２項省略）